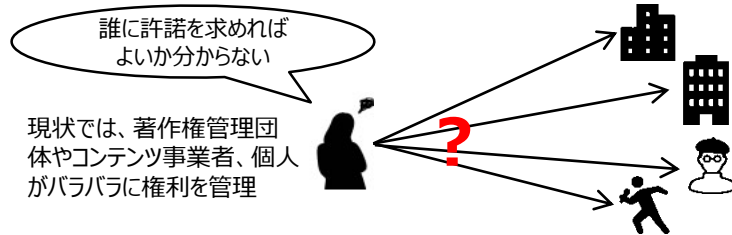
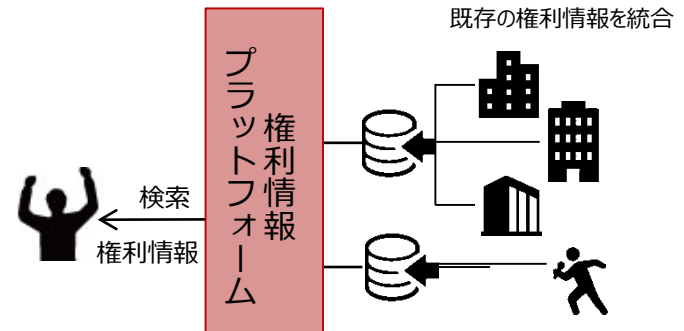


著作物利用における権利処理の円滑化を図るため、音楽分野の権利情報を集約した新たなデータベースの構築に向けた取組を実施している。



- 著作物を利用する際に権利処理を「いつも実施している」あるいは「たまに実施している」と回答したのはわずか15%
- 権利処理についての考えで最も大きな割合を占めるのが「権利処理の窓口が分からない」で24%
平成28年度文化庁実施「著作物の利用状況及び創作状況に関するアンケート調査」より

権利情報を集約化し、一括検索できるインフラを整備



事業趣旨

- ◆ あらゆる国民が著作物を創作し、利用する「一億総クリエイター」・「一億総ユーザー」時代にあつては、著作物の適法かつ円滑な利用を促進する必要性がますます高まっている。
- ◆ しかし、これまで、我が国には著作物に関する権利者情報を網羅的に集約したデータベースは存在せず、著作物を利用する際の許諾窓口が不明なため、権利処理が煩雑な状況。
- ◆ そこで、コンテンツの創作サイクルの基盤を整備し、権利処理を円滑化するために、権利情報を集約したプラットフォームを構築するための実証事業を実施。構築するプラットフォームは、誰でもアクセス可能なものとする。

取組

- ◆ 平成29年度～令和元年度までの実証事業において、メジャー及びインディーズのCD情報に加え、配信音源を集約し、一括検索サイトを試験公開。また、個人クリエイターを含むアウトサイダーの権利情報も一部集約。
- ◆ 令和3年4月1日、実証事業で構築したデータベースの運営を引き継ぐ「一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会（略称：MINC）※」が発足するとともに、一括検索サイトが再公開される（総公開曲数：約992万曲）。
- ◆ 令和2年度以降は、個人クリエイター等の著作物をオープン化させないために、基本データベースを活用し、個人クリエイター等が自主的に権利情報を登録できるような仕組みを構築する事業も実施（令和3年度予算額：29百万円）。

※ JASRAC, NexTone, 芸団協, 日本レコード協会に加え、インディーズの団体及びネットクリエイターの団体等も参加。